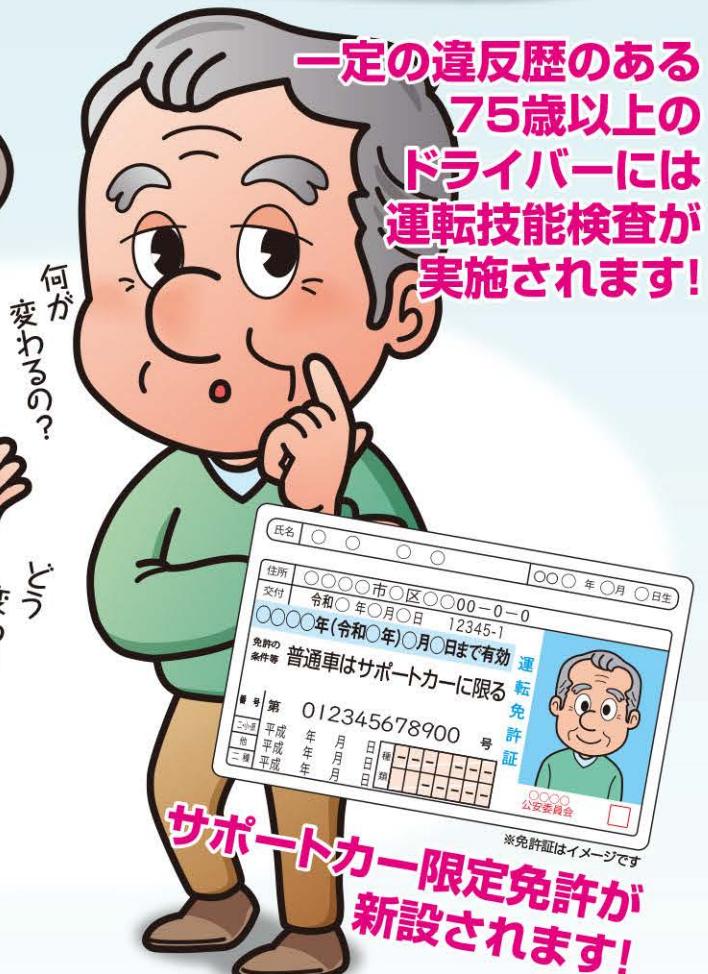


変わる! 高齢ドライバーの免許更新!



70~74歳のドライバーの運転免許更新

75歳以上の方と同様に、
高齢者講習の内容が充実・強化されます!

運転免許証の更新期間は、免許証の有効期間満了日(免許証に記載)の直前の誕生日の前後1カ月(計2カ月間)です。

更新に際しては、これまで通り有効期間満了日の前6カ月以内に「高齢者講習」を受けなければなりません。



高齢者講習

〈2時間〉※大特・小特・二輪・原付免許のみ保有者は1時間

● 講義(座学)

DVD等で、交通ルールや安全運転に関する知識を再確認

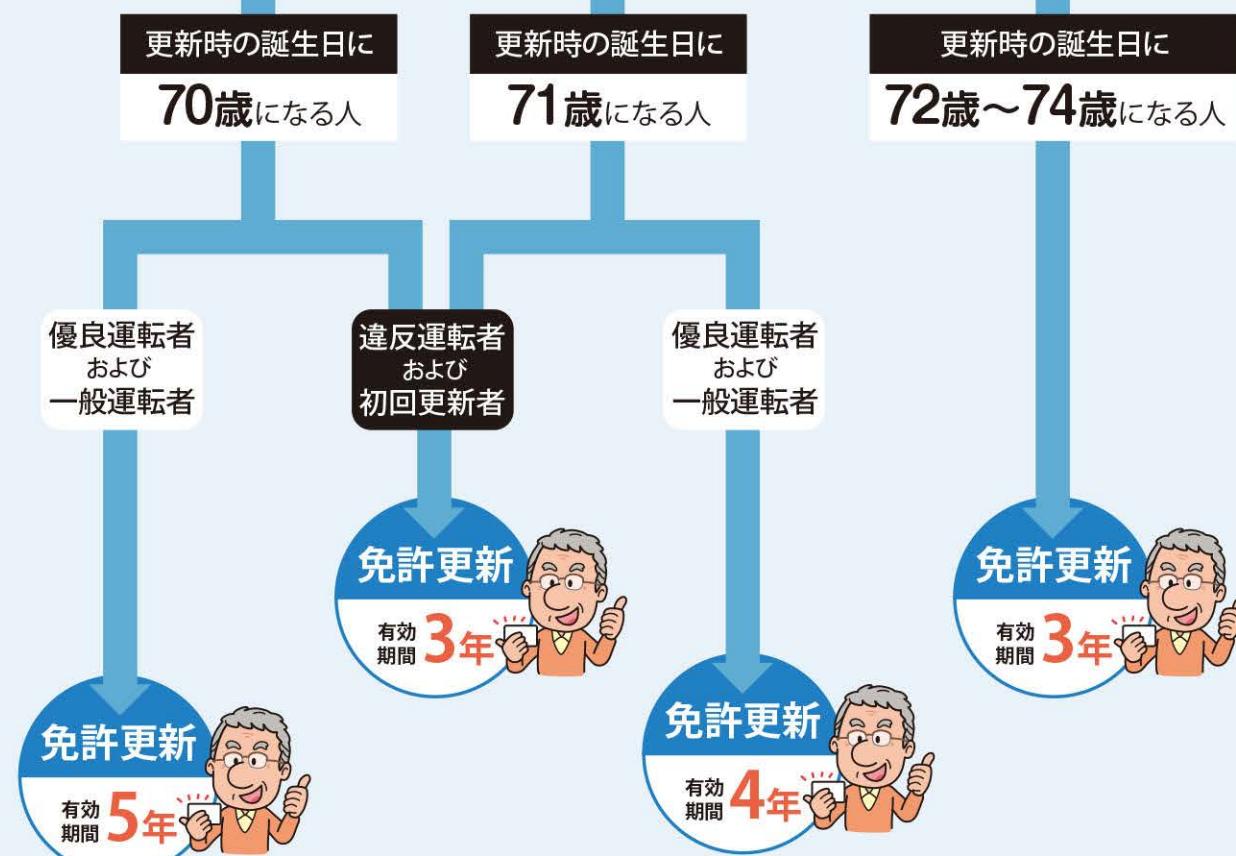
● 運転適性検査

器材を使って動体視力や夜間視力、視野を測定

● 実車指導

実車を使って運転技能を評価

改正後の高齢者講習では、一步踏み込み、
実車を用いた運転技能の評価と安全指導が行われます。



75歳以上のドライバーの運転免許更新

今改正の経緯とポイント

- 「過去3年間に信号無視などの基準違反行為(右下記載の11類型)をした75歳以上のドライバーは、75歳以上の運転者全体と比べて、死亡・重傷事故を起こす割合が2倍以上である」という調査研究の結果を踏まえ、一定の違反歴のある75歳以上の高齢運転者(普通免許保有者)について免許更新時に、実車による運転技能検査の受検が義務付けられます。対象者は、合格するまで免許証の更新ができません。
- また、75歳以上のドライバーの免許更新で、高齢者講習の前に受ける認知機能検査について、検査の簡素化などで所要時間が短縮され、これまで3区分だった検査の判定は、認知症のおそれの有無のみを判断する2区分になります。
- 運転を「安全運転サポート車」に限定したサポートカー限定免許が創設され、申請すれば年齢を問わず限定免許に切り替えることができるようになります。

75歳以上の方の運転免許更新手続きの流れ

運転免許証の更新期間は、免許証の有効期間満了日(免許証に記載)の直前の誕生日の前後1か月(計2か月間)です。更新に際しては、有効期間満了日の年齢が75歳以上の場合は認知機能検査と高齢者講習を、有効期間満了日の前6か月以内に受けなければなりません。

なお、運転技能検査の受検対象者は、運転技能検査を受け、有効期間満了日までに合格することが必要です。

有効期間満了日

更新期間
1か月
1か月

認知機能検査と
高齢者講習の受講期間
6か月

※免許更新は3年に1回

普通免許を保有し過去3年間に一定の違反歴(下表参照)があると “運転技能検査”の受検が義務に!

運転技能検査

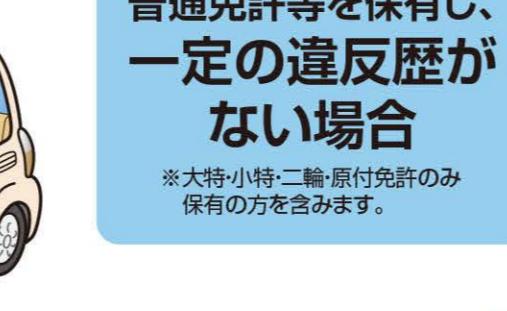
自動車教習所のコースなどを実車で走行し、一時停止や信号通過などの課題を行います。

- 検査項目** 指定速度による走行、発進、停止、交差点の通行(右折・左折、信号通過)、段差の乗り上げ

- 採点方法** 次の能力について減点式で採点
- 運転装置を操作する能力
 - 交通法規に従って運転する能力
 - 他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転する能力
 - 他の自動車を安全に運転する能力

- 合 否** 合格 = 得点率70%以上(第一種免許)
合格 = 得点率80%以上(第二種免許)

※運転技能検査の受検期間は、免許の有効期間が満了するまでの6か月間です。
更新期間満了までに合格できないと免許証を更新できません。



検査結果が基準に達した場合

合格

不合格

不合格の場合は
免許証の更新が
できません。

繰り返し何度でも受検が可能です。
※運転技能検査の対象者は、普通免許であるため、原付免許や小特免許は希望により継続できます。

※「過去3年間」とは、運転免許証の有効期間が満了する日の直前の誕生日の160日前の前3年間をいいます。
道路交通法第97条の2、第101条の4関係

普通免許等を保有し、
一定の違反歴が
ない場合

※大特・小特・二輪・原付免許のみ
保有の方を含みます。

負担軽減や効率化のため 認知機能検査が簡素化!

認知機能検査

検査員の説明を受けながら回答します。

- イラストを見て記憶力を調べる検査(手がかり再生)
- 検査時の年月日・曜日・時間など時間感覚を検査(時間の見当識)

※時計の文字盤や針を描く
テスト(時計描画)は
廃止になります。

16の物のイラストを
記憶して後で回答

タブレットを
使用する
場合も!

認知症に関する医師の診断書を提出した場合等、一定の場合は
認知機能検査を受ける必要がありません。

「認知症のおそれがない」人のみ 高齢者講習を受講!

高齢者講習(2時間)

●講義(座学)
DVD等で、交通ルールや安全運転に関する知識を再確認

●運転適性検査
器材を使って動体視力や夜間視力、視野を測定

●実車指導
実車を使って運転技能を評価

運転技能検査の合格者は、
高齢者講習の実車指導は免除され、
1時間講習になります。

※大特・小特・二輪・
原付免許のみ
保有者は1時間



免許更新



有効期間
3年

臨時適性検査の受検
または
医師の診断書の提出

認知症のおそれがある

認知症ではない

認知症と診断

※臨時適性検査の受検や診断書の提出をしないと免許取消しや免許停止に。

警察庁サイト
サポートカーリスト



※免許証はイメージです

活用しましょう! あらたな選択肢 サポートカー限定免許制度*

運転に不安を感じる方に対して、運転免許証の自主返納だけでなく、より安全なサポートカーに限って運転を継続するという新たな選択肢を設ける趣旨の制度です。サポート

カー限定免許の申請は、運転免許証の更新時に併せて行うことが可能です。サポート

カーのリストは警察庁ウェブサイトをご覧ください。

※サポートカーとは一定の要件を満たす衝突被害軽減ブレーキ等の安全運転支援装置を備えた普通自動車をいいます。

※サポートカーであっても、車の機能を過信することなく、安全運転に努めなければなりません。

※サポートカーにした方がサポートカー以外の自動車を運転した場合、条件違反となり、罰則の対象となります。

臨時認知機能検査により、「認知症のおそれがある」と判定された高齢ドライバーは、「臨時高齢者講習」を受講することになります。
直近に受けた認知機能検査や臨時認知機能検査の結果が「認知症のおそれがある」だった場合は除かれます。
※「認知症のおそれがある」と判定されたドライバーの内、臨時認知機能検査の結果で、医師の診断等を受けることとなり、認知症と診断された場合は、免許取り消し等になります。

考えてみませんか? これからのカーライフ

今の「自分の運転」を把握して 安全運転継続のヒントに!

- 運転中に「なんか変だな…」と思ったり、「ヒヤッとする経験」をしたら、放っておかない。
- 同乗した家族や友人から、「急ブレーキが目立つね」などと心配されたら、耳を傾ける。
- ドライビングスクールなどを活用して、ドライブレコーダーで自分の運転をチェックしたり、自分の運転のクセや傾向を知っておく。



補償運転で事故防止!

「補償運転」とは、運転能力が存分に発揮できるよう心身や環境を整えたり、運転する時や場所を選ぶなど、危険を避けるための運転方法です。

- 薄暮時、夜間、雨の日など、視界の悪いときは運転を控える。
- 通勤ラッシュや登下校時など、判断や緊張が連續するような時間帯の運転は控える。
- ストレスがかかりやすい不慣れな道や、トラブルが起きやすい高速道路などの運転は控える。
- 体への負担を考慮し、長距離の走行や体調の悪いときなどの運転は控える。
- 加齢による心身の変化を補う運転方法を取り入れたり、安全運転サポート車を検討する。



※70歳以上のドライバーのみなさんは、車の前と後ろのよく見える高さに高齢運転者標識を表示しましょう。

運転に不安があれば相談を!

- 安全運転相談窓口 **#8080**へ!
(旧運転適性相談窓口)

加齢に伴う心身機能の低下を踏まえ、安全運転の継続に必要な助言などを行っています。

- 運転免許返納を検討するのも選択肢の一つ。

免許を返納した場合の生活への影響
や、その解決策について、前もって考
えておきましょう。

※「#8080」は、全国統一の専用相談ダイヤルです。
この番号にダイヤルすると、発信場所を管轄する
都道府県警察の安全運転相談窓口につながります。

運転経歴証明書

免許返納後5年以内に申請すると運転経歴証明書が交付され、運転免許証に代わる公的な身分証明書として使用できます。

(交付には手数料がかかります。有効期限はありません。)